

那覇市公報

第 1 6 6 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市契約規則の一部を改正する規則（契約検査課）…………… 1733

◇訓 令◇

○那覇市請負工事監督規程の一部を改正する訓令（契約検査課）…………… 1735

◇告 示◇

○市道の路線の認定、廃止及び変更について（道路管理課）…………… 1744

○建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について（建築指導課）
…………… 1749

○平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課） …… 1751

○平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課）…………… 1751

○平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会定例会の招集について（総務課） …… 1752

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課）…………… 1753

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
（保護管理課）…………… 1754

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について
（保護管理課）…………… 1755

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について （保護管理課）	1756
○平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 6 号）（財政課）	1756
○平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） （ちゃーがんじゅう課）	1761

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	1763
○那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について （長期継続契約）（管財課）	1764
○那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施につい て（長期継続契約）（管財課）	1767
○那覇市役所本庁舎中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施について （長期継続契約）（管財課）	1770
○那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について （長期継続契約）（管財課）	1773
○平成 28 年度 那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施に ついて（管財課）	1776
○公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）	1778
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1779

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の取り消しについて	1780
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	1780
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1781

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の縦覧場所について	1782
○在外選挙人名簿の縦覧場所について	1783

規 則

那覇市規則第 1 号
平成28年 1 月25日
公 布 済

那覇市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(一般競争入札の公告等) 第4条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日(電子入札にあっては、入札期間の末日)の前日から起算して<u>10日前</u>までに次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を5日前までに短縮することができる。 (1)～(9) [略] 2 [略] (契約書の作成) 第26条 <u>契約書を作成する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u>ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (1)～(12) [略] (契約書作成の省略) 第28条 市長は、<u>第26条</u>の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 (1) 契約金額が40万円以下の契約をするとき。 (2)～(5) [略] 2 [略]	(一般競争入札の公告等) 第4条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日(電子入札にあっては、入札期間の末日)の前日から起算して<u>8日前</u>までに次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を5日前までに短縮することができる。 (1)～(9) [略] 2 [略] (契約書の作成) 第26条 <u>市長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。</u>ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (1)～(12) [略] (契約書作成の省略) 第28条 市長は、<u>第26条本文</u>の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 (1) 契約金額が40万円以下の契約(<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号その他の法令の定めにより書面による契約が義務付けられているものを除く。</u>)をするとき。 (2)～(5) [略] 2 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第 1 号

平成28年 1 月25日

公 表 済

那覇市請負工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市請負工事監督規程の一部を改正する訓令

那覇市請負工事監督規程(平成6年那覇市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>目次</u> <u>第1章 総則(第1条—第7条)</u> <u>第2章 書類及び帳簿(第8条—第14条)</u> <u>第3章 工事の監督(第15条—第24条)</u> <u>第4章 諸手続(第25条—第32条)</u> <u>第5章 工事完成後の処置(第33条—第36条)</u> <u>第6章 監督業務の委託(第37条)</u> <u>付則</u>
(工事の把握)	(工事の把握)
第4条 監督員は、設計書、契約書、図面、仕様書及び関係法規を十分理解するとともに、常に <u>請負者(現場代理人及び主任技術者等を含む。以下同じ。)</u> の状況及び工事現場の実態を把握し、工事が完全に施工されるよう指導監督しなければならない。	第4条 監督員は、設計書、契約書、図面、仕様書及び関係法規を十分理解するとともに、常に <u>受注者又は現場代理人(以下単に「受注者」という。)</u> の状況及び工事現場の実態を把握し、工事が完全に施工されるよう指導監督しなければならない。
(厳正の保持)	(厳正の保持)
第5条 監督員は、 <u>請負者</u> その他利害関係者に対しては、特に厳正な態度で臨まなければならない。	第5条 監督員は、 <u>受注者</u> その他利害関係者に対しては、特に厳正な態度で臨まなければならない。
(書類等の整理)	(書類等の整理)
第8条 監督員は、 <u>請負者</u> から提出された書類及び自己の提出する報告書、上申書等を保管し、常にその経過を明らかにしておかなければならない。	第8条 監督員は、 <u>受注者</u> から提出された書類及び自己の提出する報告書、上申書等を保管し、常にその経過を明らかにしておかなければならない。
(工事打合せに関する記録)	(工事打合せに関する記録)
第10条 監督員は、 <u>請負者</u> に対し重要な指示を与え若しくは <u>請負者</u> の疑義に答えたとき又は現場打合せをしたときは、その要旨を工事打合せ簿(第1号様式)に記入しておかなければならない。	第10条 監督員は、 <u>受注者</u> に対し重要な指示を与え若しくは <u>受注者</u> の疑義に答えたとき又は現場打合せをしたときは、その要旨を工事打合せ簿(第1号様式)に記入しておかなければならない。
(工事日誌)	(工事日誌)
第12条 監督員は、施工状況を把握し <u>工事</u>	第12条 監督員は、施工状況を把握し、 <u>及</u>

の適正な監督を図るため、請負者から工事日誌その他必要な書類を提出させるものとする。

（貸与品及び支給材料）

第14条 監督員は、貸与品又は支給材料がある場合は、請負者の立会いを求め検査して引き渡し、その都度借用書又は受領書を徴し、常に貸与品又は支給材料の状況を明らかにしておかなければならない。

（細部設計図及び原寸図）

第17条 監督員は、必要があると認めるときは、請負者に施工上必要な細部設計図又は原寸図を準備させこれを検査し、又はこれらの図面を作成して請負者に交付し、必要な指示を与えなければならない。この場合において、重要なものについては、あらかじめ主管課長等の承認を受けなければならない。

（工事の促進）

第18条 監督員は、常に工事の進行状況に注意し、計画工程と実施工程の照合を行い、工事が計画工程より著しく遅れているとき、又はそのおそれがあるときは、請負者に対し厳重に警告するとともに、その対策について意見を付して主管課長等にこれを報告しなければならない。

2 〔略〕

（工事の立会い）

第19条 監督員は、契約書、図面及び仕様書に立会いを要すると定められた材料の調合又は水中若しくは地下に埋没する部分の工事その他完成後外面からその出来形の適否を確認することができないものについては、その施工に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、その都度請負者に対し見本検査又は写真撮影その他適宜の方法を指示し、その成果により材料の調合又は出来形の適否を確認し

び工事の適正な監督を図るため、受注者から工事日誌その他必要な書類を提出させるものとする。

（貸与品及び支給材料）

第14条 監督員は、貸与品又は支給材料がある場合は、受注者の立会いを求め検査して引き渡し、その都度借用書又は受領書を徴し、常に貸与品又は支給材料の状況を明らかにしておかなければならない。

（細部設計図及び原寸図）

第17条 監督員は、必要があると認めるときは、受注者に施工上必要な細部設計図若しくは原寸図を準備させこれを検査し、又はこれらの図面を作成して受注者に交付し、必要な指示を与えなければならない。この場合において、重要なものについては、あらかじめ主管課長等の承認を受けなければならない。

（工事の促進）

第18条 監督員は、常に工事の進行状況に注意し、計画工程と実施工程の照合を行い、工事が計画工程より著しく遅れているとき、又はそのおそれがあるときは、受注者に対し厳重に警告するとともに、その対策について意見を付して主管課長等にこれを報告しなければならない。

2 〔略〕

（工事の立会い）

第19条 監督員は、契約書、図面若しくは仕様書に立会いを要すると定められた材料の調合又は水中若しくは地下に埋没する部分の工事その他完成後外面からその出来形の適否を確認することができないものについては、その施工に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、その都度受注者に対し見本検査又は写真撮影その他適宜の方法を指示し、その成果により材料の調合又は出来形の適否を確認し

ておこななければならない。

（破壊検査）

第20条 監督員は、請負者が工事立会いの要求をしないで又は監督員の指示等に反して前条に規定する工事を施工したときは、破壊検査等により施工の適否を検査しなければならない。この場合において、重要なものについては、主管課長等の指示を受けなければならない。

（改造命令）

第21条 監督員は、工事の施工が図面及び仕様書に適合しないと認めるときは、請負者に対して改造を命じ、図面及び仕様書に適合した工事を実施させなければならない。この場合においては、その旨を主管課長等に報告しなければならない。

（緊急処置）

第22条 監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず請負者に対して臨機の処置をとらせる必要があるときは、その処置をさせ、その経過を速やかに主管課長等に報告しなければならない。

2 監督員は、災害防止上請負者が独自でとった処置について、その通知を受けたときは、意見を付して主管課長等にこれを報告しなければならない。

（図面及び仕様書と現場の不一致等）

第23条 監督員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、軽微かつ明らかに判定がつくときはその処置について指示を与え、それ以外のときは主管課長等の指示を受けなければならない。

（1）～（5） [略]

（6） 請負者から協議を受けた場合

2 監督員は、前項の規定による主管課長等の指示に基づき請負者に指示した事項については、その経過を主管課長等に報告しなければならない。

（工事の変更及び中止等）

認しておこななければならない。

（破壊検査）

第20条 監督員は、受注者が工事立会いの要求をしないで又は監督員の指示等に反して前条に規定する工事を施工したときは、破壊検査等により施工の適否を検査しなければならない。この場合において、重要なものについては、主管課長等の指示を受けなければならない。

（改造命令）

第21条 監督員は、工事の施工が図面及び仕様書に適合しないと認めるときは、受注者に対して改造を命じ、図面及び仕様書に適合した工事を実施させなければならない。この場合においては、その旨を主管課長等に報告しなければならない。

（緊急処置）

第22条 監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず受注者に対して臨機の処置をとらせる必要があるときは、その処置をさせ、その経過を速やかに主管課長等に報告しなければならない。

2 監督員は、災害防止上受注者が独自でとった処置について、その通知を受けたときは、意見を付して主管課長等にこれを報告しなければならない。

（図面及び仕様書と現場の不一致等）

第23条 [略]

（1）～（5） [略]

（6） 受注者から協議を受けた場合

2 監督員は、前項の主管課長等の指示に基づき受注者に指示した事項については、その経過を主管課長等に報告しなければならない。

（工事の変更及び中止等）

第24条 〔略〕

2 監督員は、工事内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る場合は、請負者に対しこれを書面により通知し、受領印を受けなければならない。

（工事の一部委任等）

第25条 監督員は、請負者から第三者を指定して工事の一部を委任すること又は下請負に付することについての通知書を受理したときは、適否の意見を付して主管課長等にこれを報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、請負者が通知をしないで工事の一部を第三者に委任し、若しくは下請負に付して工事を着工したとき、又は受任者若しくは下請負者が工事施工上著しく不適当と認めるときは、理由を付してこれを主管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

（現場代理人等）

第26条 監督員は、請負者から現場代理人及び主任技術者等の届けを受けたときは、その適否を審査し主管課長等にこれを報告しなければならない。

2 〔略〕

（解体材及び発生品）

第27条 監督員は、工事施工に伴う解体材又は発生品が生じたときは、請負者から内容を明らかにした調書とともに引継ぎを受け、その処置について主管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

（契約解除の申出）

第30条 監督員は、請負者から契約解除の申出を受けたときは、遅滞なく意見を付して主管課長等にこれを報告し、その指示を受けなければならない。

（工期の延長）

第31条 監督員は、請負者から工期延長願

第24条 〔略〕

2 監督員は、工事内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る場合は、受注者に対しこれを書面により通知し、受領印を受けなければならない。

（工事の一部委任等）

第25条 監督員は、受注者から第三者を指定して工事の一部を委任すること又は下請負に付することについての通知書を受理したときは、適否の意見を付して主管課長等にこれを報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、受注者が通知をしないで工事の一部を第三者に委任し、若しくは下請負に付して工事を着工したとき、又は受任者若しくは下請負者が工事施工上著しく不適当と認めるときは、理由を付してこれを主管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

（現場代理人等）

第26条 監督員は、受注者から現場代理人及び主任技術者等の届けを受けたときは、その適否を審査し主管課長等にこれを報告しなければならない。

2 〔略〕

（解体材及び発生品）

第27条 監督員は、工事施工に伴う解体材又は発生品が生じたときは、受注者からその内容を明らかにした調書とともに引継ぎを受け、その処置について主管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

（契約解除の申出）

第30条 監督員は、受注者から契約解除の申出を受けたときは、速やかに意見を付して主管課長等にこれを報告し、その指示を受けなければならない。

（工期の延長）

第31条 監督員は、受注者から工期延長願

の提出を受けたときは、速やかに意見を付して主管課長等にこれを報告しなければならない。

（貸与品等の受領）

第33条 監督員は、使用済みの貸与品又は工事の完成若しくは打切り若しくは契約解除によって不要となった支給材料等で返還を受けるべきものがあるときは、請負者から内容を明らかにした調書を提出させ指定の場所において受領し、必要な処置をとらなければならない。

（工事完成届等の報告）

第34条 監督員は、請負者から既済部分検査願又は完成届の提出を受けたときは、速やかに現場を確認の上受理し、検査に必要な準備をするとともに主管課長等にこれを報告しなければならない。

（工事成績表の作成）

第35条 監督員は、工事完成後速やかに当該請負者の工事成績表を作成し、これを主管課長等に提出しなければならない。

[第1号様式 別記]

第2号様式その1 〔略〕

の提出を受けたときは、速やかに意見を付して主管課長等にこれを報告しなければならない。

（貸与品等の受領）

第33条 監督員は、使用済みの貸与品又は工事の完成若しくは打切り若しくは契約解除によって不要となった支給材料等で返還を受けるべきものがあるときは、受注者からその内容を明らかにした調書を提出させ指定の場所において受領し、必要な処置をとらなければならない。

（工事完成届等の報告）

第34条 監督員は、受注者から既済部分検査願又は完成届の提出を受けたときは、速やかに現場を確認の上受理し、検査に必要な準備をするとともに主管課長等にこれを報告しなければならない。

（工事成績表の作成）

第35条 監督員は、工事完成後速やかに当該工事の受注者の工事成績表を作成し、これを主管課長等に提出しなければならない。

第6章 監督業務の委託

第37条 市長は、地方自治法施行令(昭和22政令第16号)第167条の15第4項の規定により工事の監督業務を委託した場合は、その旨、当該委託を受けた者の氏名又は名称、管理技術者の氏名等を管理技術者等通知書(第4号様式)により、速やかに当該工事の受注者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により通知した事項を変更した場合について準用する。この場合において、同項中「管理技術者等通知書(第4号様式)」とあるのは、「管理技術者等変更通知書(第5号様式)」と読み替えるものとする。

[第1号様式 別記]

第2号様式その1(第11条関係) 〔略〕

第2号様式その2 〔略〕	第2号様式その2(第11条関係) 〔略〕
第3号様式 〔略〕	第3号様式(第13条関係) 〔略〕
	〔第4号様式 別記〕
	〔第5号様式 別記〕
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則

この訓令は、平成28年2月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

第1号様式

工事打合せ簿

発 議 者	☐ 発注者	☐ 請負者	〔略〕
〔略〕			
処 理・回 答	〔略〕		
	請負者	〔略〕	

〔略〕

〔改正後 別記〕

第1号様式(第10条関係)

工事打合せ簿

発 議 者	☐ 発注者	☐ 受注者	〔略〕
〔略〕			
処 理・回 答	〔略〕		
	受注者	〔略〕	

〔略〕

[改正後 別記]

第4号様式(第37条関係)

年 月 日

様

那覇市長

管 理 技 術 者 等 通 知 書

年 月 日付けで契約した次の工事について、監督業務を委託したので、下記のとおり那覇市請負工事監督規程第37条第1項の規定により通知します。

工事名

記

1 受託者

2 管理技術者等の所属及び氏名

管理技術者	所 属	
	氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	所 属	
	氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	所 属	
	氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	所 属	
	氏 名	

3 管理技術者等が実施する業務等

[改正後 別記]

第5号様式(第37条関係)

年 月 日

様

那覇市長

管 理 技 術 者 等 変 更 通 知 書

年 月 日付けで契約した次の工事について、年 月 日付けにより通知した管理技術者等を変更したので、下記のとおり那覇市請負工事監督規程第37条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により通知します。

工事名

記

1 受託者 新：

旧：

2 管理技術者等の所属及び氏名

管理技術者	新	所 属 氏 名	
	旧	所 属 氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	新	所 属 氏 名	
	旧	所 属 氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	新	所 属 氏 名	
	旧	所 属 氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	新	所 属 氏 名	
	旧	所 属 氏 名	

3 管理技術者等が実施する業務等

新：

旧：

告 示

那覇市告示第 482 号

平成 28 年 1 月 27 日

掲 示 済

市道の路線の認定、廃止及び変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定、廃止及び変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2373	樋川20号	樋川 2 丁目54番 樋川 2 丁目551番28	
2374	樋川21号	樋川 2 丁目557番 樋川 2 丁目551番39	
2375	樋川22号	樋川 2 丁目547番 樋川 2 丁目551番122	
2376	樋川23号 (歩行者専用)	樋川 2 丁目551番 3 樋川 2 丁目551番75	

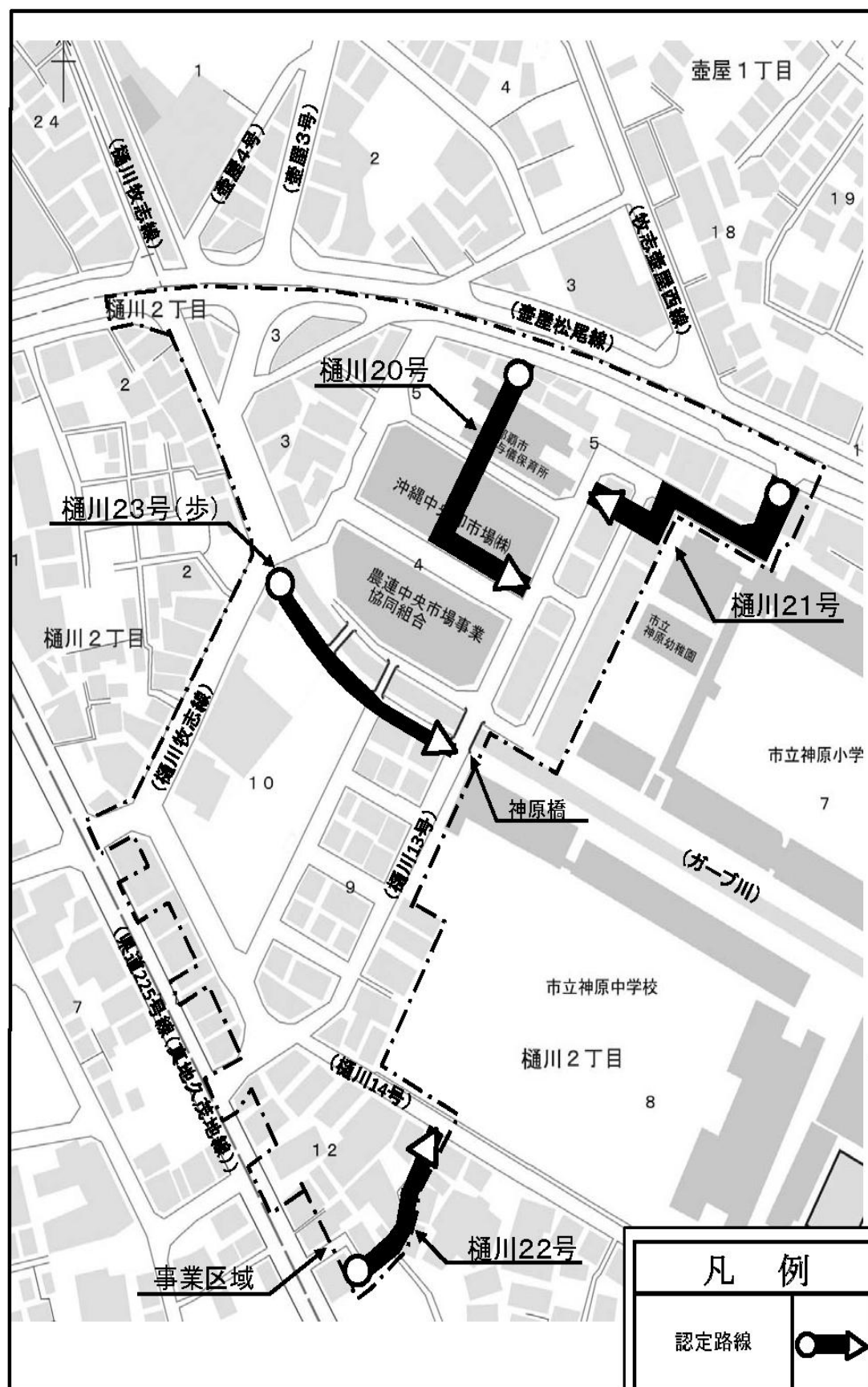
2. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
765	樋川12号	樋川 2 丁目551番25 樋川 2 丁目551番21	
1688	樋川17号	樋川 2 丁目551番15 樋川 2 丁目551番21	

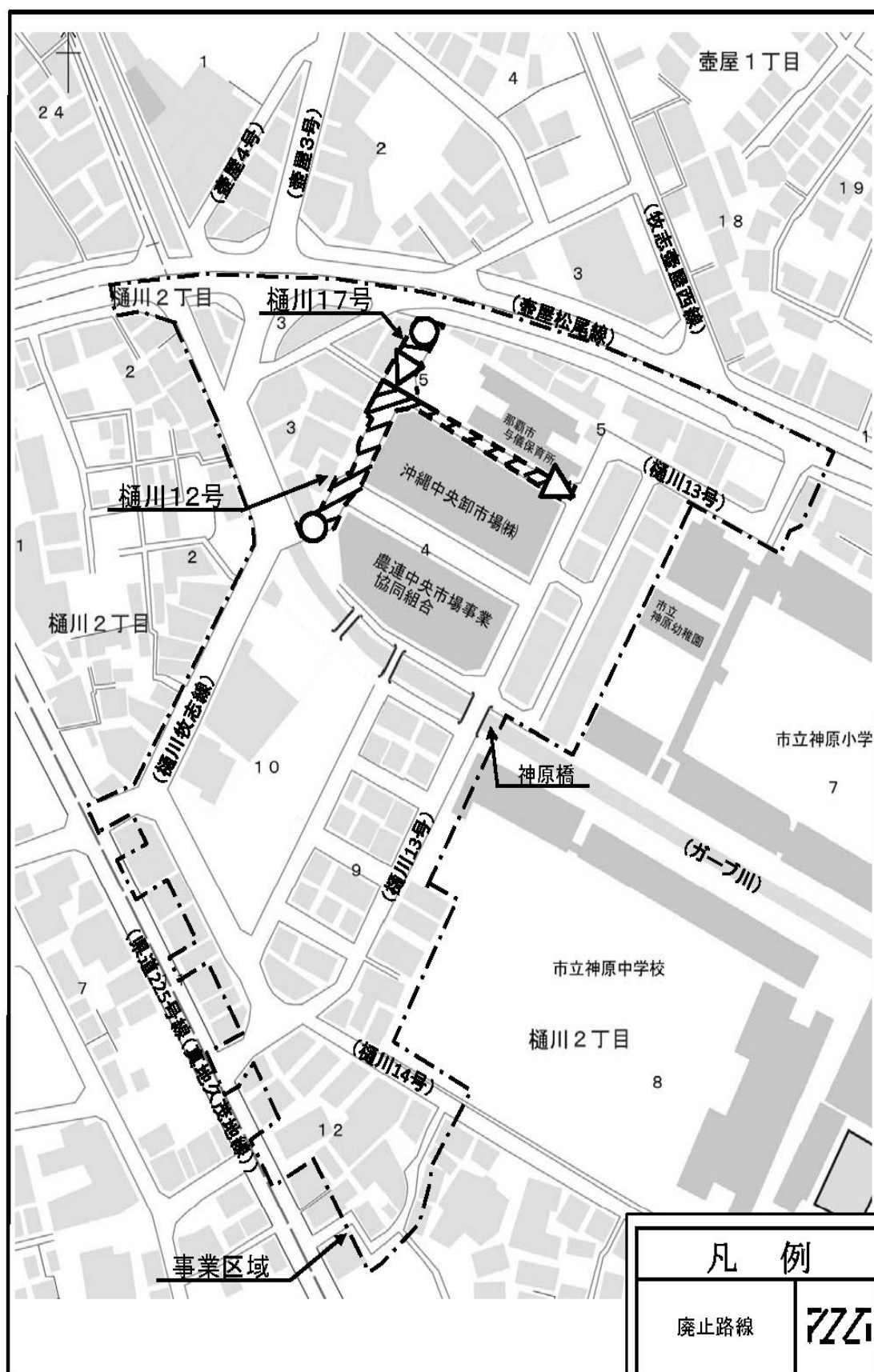
3. 変更する路線

整理番号	路 線 名	新 旧 別	起 点 終 点	重要な経過地
711	壺屋 3 号	新	壺屋 1 丁目59番11 壺屋 1 丁目48番19	
		旧	樋川 2 丁目62番 9 壺屋 1 丁目48番19	
766	樋川13号	新	樋川 2 丁目551番106 壺屋 1 丁目55番 1	
		旧	樋川 2 丁目551番106 樋川 2 丁目557番 1	

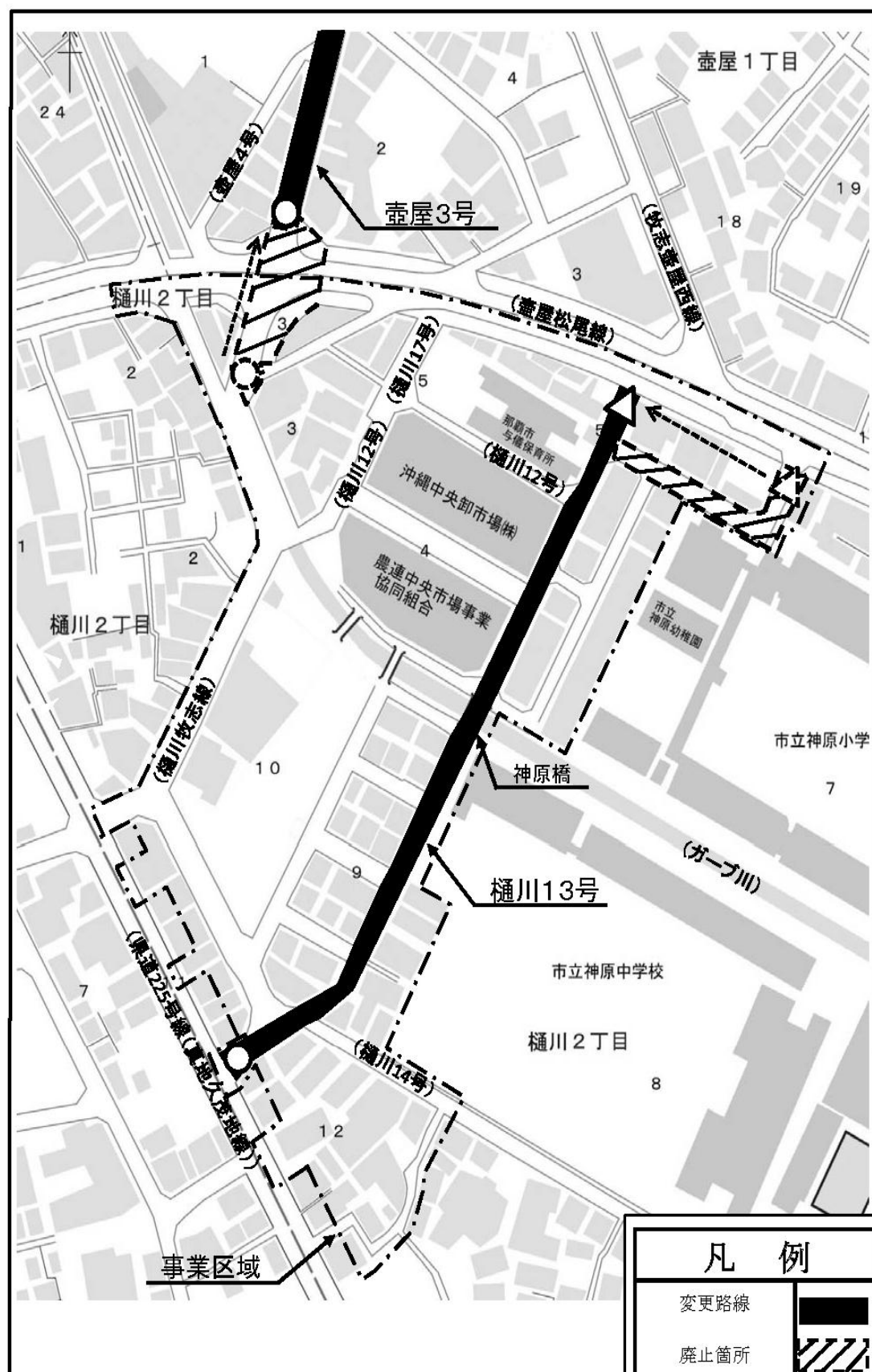
市道の路線認定位置図(参考図①)



市道の路線廃止位置図(参考図②)



市道路線の変更位置図(参考図③)



那覇市告示第 484 号
平成 28 年 1 月 27 日
掲 示 済

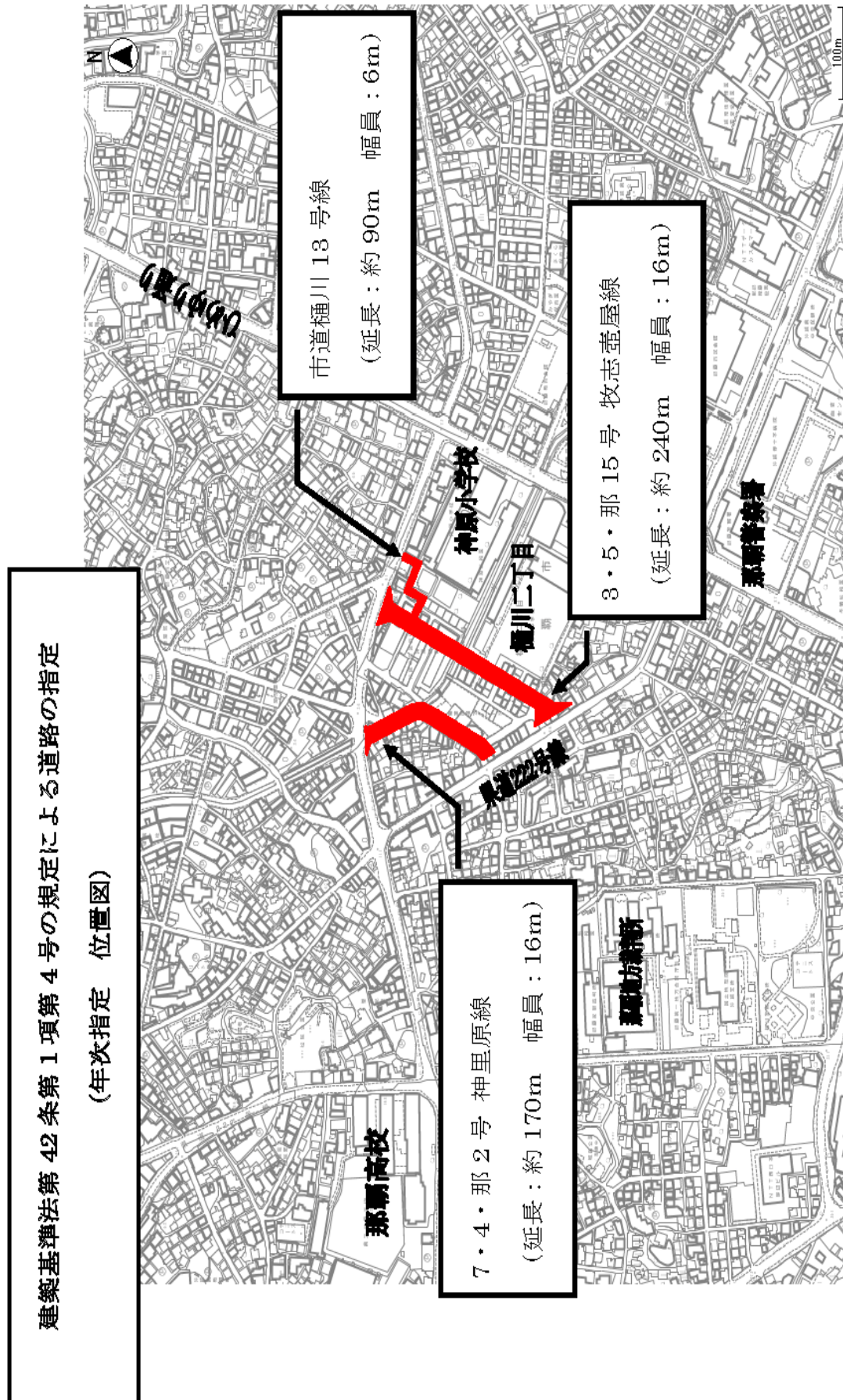
建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 4 号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日：平成 28 年 1 月 27 日
- 3 指定道路の位置：別図参照
- 4 指定道路の延長及び幅員：
那覇広域農連市場地区防災街区整備事業（道路）
3・5・那 15 号 牧志壺屋線 延長約 240m、幅員 16m
7・4・那 2 号 神里原線 延長約 170m、幅員 16m
市道樋川 13 号線 延長約 90m、幅員 6 m



那覇市告示第 485 号
平成 28 年 1 月 28 日
掲 示 済

平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 28 年 2 月 5 日（金）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1）平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 7 号）
 - （2）平成 27 年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業業務委託変更契約の締結について
 - （3）工事請負契約について（大名小学校屋内運動場改築工事（建築））
 - （4）専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

那覇市告示第 505 号
平成 28 年 2 月 3 日
掲 示 済

平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 28 年（2016 年） 2 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

- 1 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起）
- 2 委員会への付託陳情
 - （1） 盲ろう者向け通訳介助員派遣事業に関することについて
 - （2） 那覇市 I T 創造館の指定管理者運営に関することについて
 - （3） 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求めることについて
 - （4） 那覇市における男女共同参画社会の推進に関することについて

那覇市告示第 506 号

平成 28 年 2 月 4 日

掲 示 済

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 28 年 2 月 12 日（金）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 513 号

平成 28 年 2 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
那覇まかび歯科	医療法人 悠歯会	平成 27 年 11 月 2 日
那覇市真嘉比一丁目 22 番 25 号 エレガントまかび 1 階		

那覇市告示第 514 号

平成 28 年 2 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
長嶺外科医院	長嶺 博	平成 27 年 12 月 31 日
那覇市古波蔵三丁目 19 番 6 号		
穂高薬局	赤嶺 克夫	平成 28 年 1 月 1 日
那覇市高良三丁目 7 番 1 号		
那覇まかび歯科	勝連 義之	平成 27 年 11 月 2 日
那覇市真嘉比一丁目 22 番 25 号 エレガンテまかび 1 階		
ハート薬局	有限会社 ツイン・エム	平成 27 年 12 月 15 日
那覇市首里赤平町 1 丁目 44 番地 7		

那覇市告示第 515 号

平成 28 年 2 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
ハート薬局 (居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)	平成 27 年 12 月 15 日
那覇市首里赤平町 1 丁目 44 番地 7	

那覇市告示第 516 号

平成 28 年 2 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
山城 祐		平成 28 年 1 月 4 日
施術所	らいふマッサージ治療院那覇店（レイス治療院那覇）	

那覇市告示第 517 号

平成 28 年 2 月 15 日

平成 27 年(2015 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)

平成 27 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,148,705 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 139,067,999 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		34,981,516	△209,599	34,771,917
	1 国庫負担金	28,783,777	51,733	28,835,510
	2 国庫補助金	6,089,171	△261,332	5,827,839
15 県支出金		17,093,750	432,506	17,526,256
	1 県負担金	6,278,705	624	6,279,329
	2 県補助金	10,249,676	431,882	10,681,558
16 財産収入		1,387,350	18,434	1,405,784
	1 財産売払収入	1,015,299	18,434	1,033,733
18 繰入金		1,548,599	7,625	1,556,224
	1 特別会計繰入金	192,642	17,448	210,090
	2 基金繰入金	1,355,957	△9,823	1,346,134
19 繰越金		1,895,715	428,543	2,324,258
	1 繰越金	1,895,715	428,543	2,324,258
20 諸収入		1,781,754	55,810	1,837,564

	4 受託事業収入	59,013	55,810	114,823
21 市債		12,053,763	415,386	12,469,149
	1 市債	12,053,763	415,386	12,469,149
歳 入 合 計		137,919,294	1,148,705	139,067,999

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		850,296	△8,146	842,150
	1 議会費	850,296	△8,146	842,150
2 総務費		10,055,500	40,836	10,096,336
	1 総務管理費	7,855,290	68,039	7,923,329
	2 徴税費	1,064,448	△10,180	1,054,268
	3 戸籍住民基本 台帳費	785,825	△16,200	769,625
	4 選挙費	65,672	2,527	68,199
	5 統計調査費	182,927	△3,980	178,947
	6 監査委員費	101,338	630	101,968
3 民生費		67,554,718	793,428	68,348,146
	1 社会福祉費	23,389,017	33,762	23,422,779
	2 児童福祉費	21,971,897	4,921	21,976,818
	3 生活保護費	22,193,803	754,745	22,948,548
4 衛生費		9,891,544	11,005	9,902,549
	1 保健衛生費	5,823,917	18,471	5,842,388
	2 清掃費	4,067,627	△7,466	4,060,161
5 労働費		67,366	7,886	75,252
	1 労働諸費	67,366	7,886	75,252
6 農林水産 業費		168,124	15,611	183,735
	1 農業費	48,526	15,375	63,901
	3 水産業費	118,982	236	119,218
7 商工費		1,012,673	△10,242	1,002,431
	1 商工費	1,012,673	△10,242	1,002,431
8 土木費		17,325,390	158,718	17,484,108
	1 土木管理費	481,352	5,015	486,367
	2 道路橋りょう 費	1,425,584	△25,280	1,400,304

	4 都市計画費	9, 164, 929	551, 060	9, 715, 989
	5 住宅費	5, 021, 414	△372, 077	4, 649, 337
9 消防費		3, 826, 851	39, 204	3, 866, 055
	1 消防費	3, 826, 851	39, 204	3, 866, 055
10 教育費		12, 951, 851	100, 405	13, 052, 256
	1 教育総務費	1, 683, 138	△766	1, 682, 372
	2 小学校費	4, 051, 052	431	4, 051, 483
	3 中学校費	2, 284, 217	3, 932	2, 288, 149
	4 幼稚園費	1, 775, 577	55, 384	1, 830, 961
	5 社会教育費	1, 393, 395	43, 024	1, 436, 419
	6 保健体育費	1, 764, 472	△1, 600	1, 762, 872
歳 出 合 計		137, 919, 294	1, 148, 705	139, 067, 999

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位: 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			1, 156
	1 総務管理費		1, 156
		くもじ地域自治会等（活動拠点）支援事業	1, 156
8 土木費			890, 000
	4 都市計画費		890, 000
		街路整備事業（公共投資交付金）	890, 000
10 教育費			62, 879
	5 社会教育費		62, 879
		県道 153 号線外 1 線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	62, 879
合 計			945, 035

2 変 更

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費			1, 949, 115		2, 534, 115
	4 都市計画費		1, 949, 115		2, 534, 115
		沖縄都市モノレール延長事業	1, 949, 115	沖縄都市モノレール延長事業	2, 534, 115

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
那覇市ふるさとづくり寄附金事業（企画調整課）	平成 27 年度から平成 28 年度まで	1, 644
大道こども園給食提供委託料（こども政策課）	平成 27 年度から平成 32 年度まで	50, 880
道路路面清掃業務委託（道路管理課）	平成 27 年度から平成 28 年度まで	16, 000
道路側溝清掃業務委託（道路管理課）	平成 27 年度から平成 28 年度まで	8, 000
道路維持管理業務委託（道路管理課）	平成 27 年度から平成 28 年度まで	71, 234
那覇市役所前自動二輪車駐車場管理業務委託（道路管理課）	平成 27 年度から平成 28 年度まで	1, 740

2 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
上間幼稚園園舎建設事業（工事監理）（こども政策課）	平成 28 年度	10, 578	平成 28 年度	11, 676
上間幼稚園園舎建設事業（工事請負費）（こども政策課）	平成 28 年度	341, 172	平成 27 年度から平成 28 年度まで	293, 468

第 4 表 地方債補正

変 更

（単位：千円）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
4 道路整備事業	147,800	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	152,600	補 正 前 に 同 じ		
5 都市計画事業	722,000				827,300			
6 都市公園整備事業	450,400				444,600			
7 市営住宅建設事業	1,007,600				925,700			
9 消防施設整備事業	1,321,300				1,318,900			
10 教育施設整備事業	1,816,600				1,852,700			
11 臨時財政対策債	5,034,183				5,393,469			

那覇市告示第 518 号

平成 28 年 2 月 15 日

平成 27 年（2015 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,501千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,179,569 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		4,394,439	△50	4,394,389
	1 介護保険料	4,394,439	△50	4,394,389
3 国庫支出金		6,038,862	4,029	6,042,891
	2 国庫補助金	1,903,032	4,026	1,907,061
4 支払基金交付金		6,329,317	△268	6,329,049
	1 支払基金交付金	6,329,317	△268	6,329,049
5 県支出金		3,195,232	23	3,195,255
	3 県補助金	89,172	23	89,195
7 繰入金		3,530,550	2,767	3,533,317
	1 他会計繰入金	3,530,549	2,767	3,533,316
歳 入 合 計		24,173,068	6,501	24,179,569

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		627,152	2,386	629,538
	1 総務管理費	344,891	2,068	346,959
	2 徴収費	26,414	200	26,614
	3 介護認定審査会費	255,847	118	255,965

5 地域支援事業費		531, 386	309	531, 695
	2 包括的支援事業・任意事業費	325, 438	309	325, 747
6 諸支出金		307, 347	3, 806	311, 153
	2 繰出金	143, 207	3, 806	147, 013
歳 出 合 計		24, 173, 068	6, 501	24, 179, 569

公 告

那覇市公告第 576 号

平成 28 年 2 月 2 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 587 号

平成 28 年 2 月 15 日

那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
- (3) 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項。

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当すること
 - (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。
 - (イ) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) 営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のい

ずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (12) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 28 年 2 月 22 日（月）～平成 28 年 3 月 4 日（金）
9 時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成 28 年 2 月 26 日（金）～平成 28 年 3 月 4 日（金）
質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日 平成 28 年 3 月 10 日（木）
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 28 年 3 月 16 日（水）
10 時 00 分受付開始 10 時 10 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づく場合は免除することができる。

8 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 588 号

平成 28 年 2 月 15 日

那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所真和志庁舎環境衛生管理業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号
- (3) 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 次のいずれにも該当すること
 - (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。
 - (イ) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に官公庁の施設で環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績があること。
- (3) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 28 年 2 月 22 日（月）～平成 28 年 3 月 4 日（金）
9 時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成 28 年 2 月 26 日（金）～平成 28 年 3 月 4 日（金）
質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日 平成 28 年 3 月 10 日（木）
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 28 年 3 月 16 日（水）
10 時 30 分受付開始 10 時 40 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 5 0 1 会議室

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- （1）入札資格審査申請書
- （2）業務実績表（市様式）
- （3）商業登記簿
- （4）市税完納証明書
- （5）所在地確認資料
- （6）労働保険（労災・雇用）加入証明書
- （7）社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- （8）入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- （9）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- （10）その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 589 号

平成 28 年 2 月 15 日

那覇市役所本庁舎中央監視業務委託の制限付一般競争入札の実施について
（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- （1）業 務 名 那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託契約
- （2）履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- （3）履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
- （4）長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- （1）那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （2）過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- （3）従業員に次の者がいること。
 - ・第 1 種電気工事士 1 人以上
 - ・第 1 種～第 3 種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者 1 人以上

- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 28 年 2 月 22 日（月）～平成 28 年 3 月 4 日（金）
9 時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成 28 年 2 月 26 日（金）～平成 28 年 3 月 4 日（金）

質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成 28 年 3 月 10 日（木）

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 28 年 3 月 16 日（水）
14 時 00 分受付開始 14 時 10 分入札開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除することができる。

8 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番地1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 590 号

平成 28 年 2 月 15 日

那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所真和志庁舎施設管理業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所真和志庁舎
那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号
- (3) 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- (3) 従業員に次の者がいること。
 - ・ 第 1 種電気工事士 1 人以上
 - ・ 第 1 種～第 3 種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者 1 人以上
 - ・ 熟練された大工技能を有する者 1 人以上

- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 28 年 2 月 22 日（月）～平成 28 年 3 月 4 日（金）

9 時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成 28 年 2 月 26 日（金）～平成 28 年 3 月 4 日（金）

質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成 28 年 3 月 10 日（木）

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 28 年 3 月 16 日（水）

14 時 30 分受付開始 14 時 40 分入札開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室

6 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除することができる。

8 契約保証金

契約金額(年額)の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則(昭和46年那覇市規則第13号)第30条第1項に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・更正年金保険)加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 591 号

平成 28 年 2 月 15 日

平成 28 年度 那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 契約案件名

- ① 学校ごみ処理業務委託（那覇東地区）
- ② 学校ごみ処理業務委託（那覇西地区）
- ③ 平成 28 年度都市公園清掃（塵芥回収）管理業務委託
- ④ 保育所等ごみ処理業務委託
- ⑤ 那覇市学校給食センター（首里・小禄・真和志）ごみ処理業務委託
- ⑥ 那覇市市民文化部 7 施設ごみ収集業務委託契約
- ⑦ 平成 28 年度消防庁舎ごみ収集業務委託
- ⑧ 那覇市教育委員会施設ごみ処理業務委託
- ⑨ 那覇市保健所ごみ処理業務委託
- ⑩ 識名霊園一般廃棄物収集運搬業務

(2) 履行場所 那覇市直営施設

(3) 履行内容 各施設の仕様書による

(4) 契約予定日 平成 28 年 4 月 1 日

(5) 履行期間

ア 単年度契約案件

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

※本事業の予算については、平成 28 年度当初予算に計上している
ところです。事業の執行については、予算成立が前提となるため、
内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

イ 長期継続契約案件

那覇市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第 3 条に定める任意の期間

※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

長期継続契約案件の入札に係る契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に定める者に該当しないこと。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 7 条第 1 項に基づき那覇市長の許可を受けた那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者であること。

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 28 年 3 月 3 日（木）
午後 1 時 30 分受付開始 午後 1 時 45 分入札説明会開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1－1－1） 12 階 第 2 研修室
※本庁舎駐車場は有料となっております。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 28 年 3 月 24 日（木）
午後 1 時 30 分受付開始 午後 1 時 45 分入札開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1－1－1） 12 階 第 2 研修室
※本庁舎駐車場は有料となっております。

5 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

6 郵送による入札は認めない。

7 入札参加資格の確認

入札執行前に、入札に参加しようとする者が、市許可業者であることを確認するため、一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出する。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、来庁の際はなるべく公共交通機

関をご利用下さい。

那覇市公告第 592 号

平成 28 年 2 月 15 日

公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 27 年 11 月 30 日 第 H26－05－01 号 那覇市指令都建第 3373 号
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域
那覇市首里崎山町 3 丁目 20 番 2
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 種類 道路
(2) 位置及び区域 次の図の通り
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市首里崎山町 3 - 22 - 1 池原 健太
- 5 検査済証番号
平成 28 年 1 月 20 日 那都建第 705 号
- 6 工事完了年月日
平成 27 年 12 月 5 日

那覇市公告第 593 号
平成 28 年 2 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 27 年 12 月 4 日 第 20－70－5 号 那覇市指令都建第 3428 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
3-1 工区 那覇市宇栄原四丁目 869 番
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
平成 28 年 1 月 22 日 那都建第 677 号
- 6 工事完了年月日
平成 28 年 1 月 7 日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 23 号

平 成 2 8 年 1 月 2 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取り消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店の取り消しを告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 321 号
指定工事店名	有限会社 読谷電気水道工事社
営業所所在地	中頭郡読谷村字伊良皆 373 番地の 3
代表者名	國吉 真和

那覇市上下水道局告示第 24 号

平 成 2 8 年 1 月 2 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号 第 483 号
指定工事店名 国設備工業
営業所所在地 南城市佐敷字津波古 385 番地
代表者名 國頭 正行

那覇市上下水道局告示第 25 号
平 成 2 8 年 1 月 2 8 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
442	兼堅設備工業	うるま市字兼箇段 1399 番地 1	兼堅 隆	平成 28 年 1 月 27 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 13 号

平 成 2 8 年 2 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 3 日から同年 3 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第14号

平 成 2 8 年 2 月 1 5 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第2項の規定により、平成28年3月3日から同年3月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
 那覇市選挙管理委員会事務局

